

会 議 録

|      |   |
|------|---|
| 会議名称 | 西東京市行財政改革推進委員会 第20回会議   |
| 開催日時 | 平成14年3月15日(金) 午後6時00分から午後7時00分まで  |
| 開催場所 | 田無庁舎3階 庁議室  |
| 出席者  | 委員：箱崎委員長 竹之内副委員長 柳原委員 筑井委員 長澤委員<br>松山委員 高梨委員 倉本委員<br>説明員：岩崎総務部長、佐藤契約課長<br>事務局：坂井企画部長 柏木企画部参与 尾崎企画課長 神作企画部主幹<br>新井主査 伊佐美主査 飯島主査        |
| 議題等  | 1 答申案について<br>2 その他  |
| 会議資料 | 西東京市行財政改革推進委員会答申(案).....資料1<br>行財政改革推進委員会答申(案)に対する各部意見.....資料2<br>行財政改革推進委員会答申(案)に係る行革項目の検討状況.....資料3<br>西東京市行財政改革推進委員会答申附属資料.....資料4 |
| 記録方法 | 発言者の発言内容ごとの要点記録(内容、別紙会議録の通り)  |

# 西東京市行財政改革推進委員会会議

## 平成 13 年度 第 20 回会議録

委員長：定刻となりましたので、ただいまから西東京市行財政改革推進委員会、第 20 回会議を開会いたします。まず、本日の会議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

事務局：本日は、遅い時間にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。それでは、本日の会議の進め方について、ご説明をさせていただきます。まず前回の会議におきまして、答申叩き台についてご議論をいただきましたが、その結果に基づき文言等の整理をさせていただき、資料 1「西東京市行財政改革推進委員会答申(案)」として提出させていただきました。本日は、議題 1 として、この案の検討をお願いいたします。その他といたしまして、次年度の日程等の調整をさせていただきたいと思っております。なお、本日の資料でございますが、資料 2 として「行財政改革推進委員会答申(案)に対する各部意見」を用意しています。この資料は、答申(案)を庁内に連絡したところ、各部から答申(案)に対する意見が提出されましたので、それらをまとめさせていただいたものです。この資料につきましては、議題 1 の中で、事務局から説明をさせていただきたいと考えています。また、資料 3 の「行財政改革推進委員会答申(案)に係る行革項目の検討状況」は、各論の中の改革項目につきまして、その現状と現時点での各部の意見・課題を整理したものです。庁内的には未調整ですが、これをもとに 4 月から 5 月にかけて、行革大綱を作成する予定としておりますので、参考としてあらかじめ一読いただければと思います。加えて、本日検討をお願いする内容として、入札制度の問題がございます。この説明をさせていただくため、担当である総務部長と契約課長を出席させていただきました。あらかじめご了承ください。

委員長：ありがとうございました。早速ですが、答申案を議題といたします。答申案の 8 に「地方議会について」という項目があります。この内容について修正を加えようと考え文書を作ってみました。ところが、厳しい内容になり過ぎましたので、取りやめています。議会に関する最終的な表現方法につきましては、今後、調整をしたいと考えていますので、ご了承ください。答申案につきましては、前回の叩き台とほとんど変わりませんね。

事務局：はい。文言整理をさせていただきました。

委員長：皆さんご一読いただいたと思いますが、意見等ございますか。

松山委員：7 ページの の項目ですが、「保育園の民間委託」から「ごみ収集業務の民間委託の拡充」の 3 項目には、「民間委託」或いは「民間委託の拡充」と表記されていますが、「公用車の運転業務」から「公園管理業務」の 6 項目には、「民間委託」の表記がありません。表現に統一性をもたせるべきだと思います。

委員長：その前文で「今後の民間委託……………実行できる可能性をもっています。」と記述していますから、良いのではないのでしょうか。

松山委員：3項目にだけ「民間委託」という表現が使われているのは、すっきりしない感じがします。どちらかに統一すべきだと思います。

委員長：それでは、全てに「民間委託」をつけることにしましょう。  
他にございますか。

松山委員：前回の誤字は、修正されていますか。

委員長：修正されていると思います。念のため、会議を通じて確認してください。

19ページの重点項目(3)の「心の行き届いた高齢者対策を」の中に、バリアフリー、特に駅のバリアフリー化を盛り込みたいと思いますので、ご了承願います。

事務局：その関連で、事務局から説明をさせていただきます。

19ページ(3)の「心の行き届いた高齢者対策を」の項目で修正をお願いしたいところがあります。資料2の2ページ目をご覧ください。原文では、「アパートを借りにくい高齢者のため、家賃保証制度や身元引き受け制度なども拡充しましょう。」と表現していますが、昨年10月から財団法人が、新制度を立ち上げています。この制度は、一定の契約をしていただくことによって、家賃や身元の保証を高齢者に代わって高齢者居住支援センターが行い、一方で、高齢者にその制度によりアパートを貸しても良いという所有者を登録するものです。そこで、この関係の高齢者対策につきましては、市の事業とはせず、新制度に委ねることにしたいと考えています。あわせて、民法の改正により、「新しい成年後見制度」ができました。これは、判断能力が十分でない方、例えば、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者などを保護するためのもので、将来にわたり安定的な権利を擁護する制度です。市としては、この制度活用の支援に、ウェイトをシフトしていきたいと考えておりました、次のように文言修正をお願いしたいと考えています。

「幸い、本市では平成14年度から他の市町村にさきがけて権利擁護センターを設置することとなっています。この権利擁護センターは、介護保険制度の施行とともに民法等の改正により新しい制度としてスタートした成年後見制度の利用促進と保健福祉サービスの解決困難な苦情解決の調整を図ることを目的に設置されるものです。判断能力が不十分な痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護を図るため、この権利擁護センターが十分機能することを期待するものです。」という内容に修正をさせていただければありがたいと思います。

そして、その後、先程委員長からご指摘をいただいた、駅のバリアフリー化を盛り込みたいと思います。

委員長：今の説明に異議のある方は、いらっしゃいますか。

異議なし

委員長：特にないようですから、賛同を得たものとして修正をいたします。

それから、18ページ7の(2)「学校にもっと目を配ろう」という項目がありますが、前回の会議で、この項目を読まなかったと思いますので、読み上げさせて

いただきます。

委員長、「学校にもっと目を配ろう」を読み上げる

この中で、倉本委員から意見のあったカフェテリアを引用いたしました。  
事務局から、この項目について意見はありますか。

事務局：この部分については、ございません。

ここで、ご了解が得られれば、その他の修正項目について、ご説明をさせていただきます。

9ページの上から5行目に、「学校選択制を視野に入れた統廃合」とあります。しかし教育委員会から、学校選択制と学校統廃合は別の視点で考えていきたいという申し入れがあり、できればこの部分につきましては「学校の統廃合」に修正したいという要望がございました。

委員長：異議ございますか。

異議なし

委員長：それでは、修正することにします。

事務局：続きまして、同じページの下から9行目、「現在2庁舎を繋いでいるシャトルバスは.....利便向上を急ぎ考えなければなりません。」の部分です。

シャトル便は、特定の人を特定の場所に運ぶことを目的としていますので、現在、自家用扱いとなっておりますが、不特定多数の方を途中下車させるとなりますと、営業路線の扱いとなり、西武バスや関東バス等の民間バス路線と競合することになりますので、この一文は削除をお願いしたいと考えています。

また西武バスでは、田無駅保谷駅間の運行増便計画を検討しておりまして、早ければ4月中旬、1時間に2本程度の運行が確保される見込みがあります。そういった状況も含め、できましたらこの一文の削除をお願いしたいと思います。

委員長：西武バスが、増便を計画しているということです。30分に1本あれば十分だと思われま。削除することによろしいと思いますが、いかがですか。

異議なし

委員長：では、削除といたします。

事務局：続いて、入札・契約手続の改善の項目ですが、本日、総務部長と契約課長を出席させていただいております。内容につきまして、総務部長から、説明をさせていただきます。

岩崎部長：総務部長の岩崎でございます。よろしくお願いいたします。

10ページから11ページの「入札・契約手続の改善」でございますが、現在、総務部といたしましては、入札・契約の透明性を図るため努力をしているところです。11ページの「市民による監視機関の設置」というところで、項目の

一番下に「公共工事の監視機関の設置」が示されていますが、市の入札制度につきましては、現在、さまざまな形で改善を進めているところです。

そこで少し、私どもの取り組みをご説明させていただきたいと思います。新市におきましては、この間、予定価格の事後公表を進めてまいりました。また現在、庁内に入札制度改善検討委員会を設置し、新年度からは予定価格の事前公表を行うことも検討しているところです。公表は、いろいろと難しい点がありまして、全ての案件の公表とはいきませんが、一部試行的にスタートしたいと考えています。また「一般競争入札の原則化」という指摘もございしますが、これらにつきましても、自治法で定める議決案件、工事でいいますと1億5千万円以上についてですが、一般競争入札を行ってまいりました。当市の規模ですと、1億5千万円規模の工事の頻度は高くありません。そこで、この額を引き下げ、できるだけ対象案件を増やすことも検討しているところです。

そこで、「公共工事の監視機関の設置」が指摘されていますが、これは入札業務等の経過を含めた監視機関と解釈しています。今後、これらの項目につきましては、行革大綱に反映されることになるものと思われませんが、今もご説明申し上げましたとおり、漸次改善を検討しているところであり、短期的な形で要求をされますと厳しいところがございますので、少し検討する時間が必要であると思っております。総務部でご提示させていただいた修正案は、そのような意図でお示したものです。現段階では、監視機関そのものについて、本格的な検討に入っていないこともあり、少し検討のお時間をいただきたいと思いますところとあります。

公共工事の入札につきましては、平成12年11月に適正化に関する法律ができて、この中でも発注側の取り組み課題として、第三者機関のチェック等がガイドラインとして示されています。私どもも、この件につきまして承知をしていますが、短期的に取り組めるか否かとなりますと、先に対処すべき課題もあり、それらの課題を先行的に進めながら、あわせてこれらについても検討して、実行に移していくこととなります。

委員 長：そんなに急ぐ必要はありません。来年度内に設置して頂ければ結構です。

岩崎部長：方向としては、私たちも認識をもっていますので、将来的には、このような形になるであろうと考えていますが、大綱という形で、短期的な進行管理をされますと、こちらが実際に対応できるか、若干の危惧がございます。

委員 長：それは、こちらも斟酌いたします。

岩崎部長：検討のお時間を頂けるといふことであれば、方向としては、これを否定をするものではありません。

委員 長：「一般競争入札の原則化」を「一般入札の対象範囲の拡大」に修正したいとありますが。

岩崎部長：西東京市では、一般競争入札を1億5千万円以上としています。しかし、近隣市の事例では、3億以上或いは5億円以上としているケースが多く、まだまだ一般競争入札というものが、レアケースという状況にあります。一般競争入札を実施しなければ、おのずから指名競争入札を行うこととなります。一方で、国土交通省からの指導には、地域業者の健全な育成という視点があります。近隣市で3億

円から5億円が、一般競争入札の一般的な事例であり、西東京市がこれをドラステックに改善すれば、全国どこの業者でも入ってこれるということになりますので、かなり地元業者にとって厳しい状況が出てくることも予想されます。しかし実態としては、1億5千万円以上の案件は、年に1本から2本程度でありますから、この制度の効果を測るためのデータを整えるには、10年程度必要になってしまうことも予想されます。その点を考えますと、もう少し対象範囲を拡大することを検討しているところです。

そこで、現時点で「一般競争入札の原則化」という表現をされることは、厳しい状況にありますので、「一般競争入札の対象範囲の拡大」と文言修正をさせていただければありがたいと思っています。

委員長：対象範囲の拡大とは、具体的にどういうことですか。

岩崎部長：現在の1億5千万円は、正式に公表しております。具体的に拡大といえますのは、この額をもう少し低額に、例えば1億円或いは8千万円とすることで、工事件数も発注件数も増加が見込まれますので、対象範囲も拡大されると考えています。

委員長：一般競争入札は、1年に1本か2本ということですが、それ以外は、ほとんどが随意契約ということですか。

岩崎部長：具体的には、入札は3段階に分かれております。

1億5千万円以上の高額なものにつきましては、全国どこの業者も参加できる一般競争入札としています。

1千万円以上1億5千万円未満につきましては、希望制指名競争入札としておりまして、工事発注時期を公表し、これに参加したい業者が手を挙げてくるもので、概ね15社から20社程度に絞り、その中で競争入札を実施しています。

1千万円未満につきましては、指名競争入札としておりまして、3社以上、標準的には6社程度を対象に、市が業者を指名し、競争入札を行っています。

委員長：金額的には1億5千万円以上は、年に1回或いは2回程度と言われましたが、1千万円以上1億5千万円未満のものは、全体のどの程度の割合を占めていますか。

岩崎部長：本日、詳しい資料を用意していませんが、8割弱程度だと思います。

委員長：お諮りいたしますが、委員の皆様はどのようにお考えになりますか。

高梨委員：それぞれの立場もあって、難しいものだと思います。簡単にはいかないのでしょうから、改善の方向が示されれば、それでも良いのではないかと思います。

委員長：私も同意見ですが、他の委員の皆様はいかがですか。

特に、意見なし

委員長：それでは、総務部からの申し入れにより修正を行いましょう。

ただし、監視機関といういかにも厳しく感じるでしょうから、弾力的に報告する機関のようなものと考えますので、来年度内に設置していただきたいと思いま

す。

岩崎部長：そのあたりにつきましては、持ちかえり検討させていただきます。

委員長：それでは資料4について、事務局から説明していただけますか。

事務局：資料4についてご説明いたします。

答申を外部公表のための冊子にまとめる際、附属資料として、資料4のような新聞記事等を添付したいと考えています。

まず、昨年11月の朝日新聞の記事「自治体財政 指標で判断」を用意しました。新聞記事により、経常収支比率が80%を上回ると財政が硬直化していると言われていること等を示し、ここに西東京市の状況を示すため、平成12年度の決算カードを用意させていただきました。

また、日本経済新聞1月の「財政難が迫る民間委託」という記事を用意し、民間委託による経費及び人員削減の状況を示し、これと対比する形で新市建設計画に基づく218人の人員削減計画、加えて今後の退職者数の資料を用意しています。さらに昨年10月、柳原委員からご提供いただきました、こどもの医療費の関係で、朝日新聞の「どのまちが得か」という記事を用意しました。これは、子育ての充実のところで、この新聞を使っているの、資料にしたいと考えたところです。加えて、昨年9月の産経新聞の「きれいにすれば学校改革」という記事を用意しました。これも答申の「学校に目を配ろう」の一つの事例として用意したものです。

これらは、市長への答申には添付しませんが、答申を冊子としてまとめる際には、このような新聞記事等も附属資料として用意した方が良いと考えたところです。これまで委員会で使用した資料は、膨大な量であり、全てを添付することはできませんが、ほかにも必要な資料があれば、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えています。

委員長：これらの資料につきましては、事務局にお任せします。他には、ございませんね。

倉本委員：個人的に気になる点を申し上げます。全体的には、大変良くまとまっていると思います。しかし、前回の会議資料で気になった点がありましたので申し上げます。

1点目として、各論の具体的な項目の記載場所です。案の整理の仕方では、小見出しがあって、その説明文があって、で項目だしをしています。インパクトを強め、わかりやすいものにするためには、小見出しのすぐ後にの項目を記載して、それについての説明文が入った方が良いと思いました。これは、個人的な感想なので、皆様がこのままで良いとお感じであれば、このままで結構です。また、6ページの特別会計の健全化ですが、この説明文は小見出しの説明文なのか、或いは、説明文があって、その中で具体的な案件はこうですという形であとからの項目を説明しているのか、それともの項目を先に出して、それに対して説明しているのか、わかりにくくなっています。例えば、特別会計の健全化であれば、本来なら、ここに項目として、「特別会計の健全化のルールづくり」のようなものを盛り込む方が良いと思います。

また、中小企業従業員退職金共済制度の抜本的見直しも、ここに記述されているのであれば、次の使用料手数料の適正化の下に記述されている「中小企業従業員退職金等共済制度」は、どこに記載されるべきか疑問に感じました。の

使用料・手数料に入れるべきものか、の特別会計の健全化に入れるべきなのか、項目の記載場所に疑問をもちました。

事務局：( )書きの数字がありますが、基本的には、この( )書き数字の項目の最後に、  
で具体的な項目を例示しています。数字は、( )書き数字の小見出しという  
考え方で構成しています。

事務局としても迷ったところではあります。それぞれの項目ごとに、具体的に例  
示をする方法も考えましたが、バラバラな印象を受けますし、読みにくいものにな  
ると考えまして、このような形で整理をさせていただいています。

委員長：今の説明であれば、6ページの項目は、「受益者が特定...負担水準の見直し」「中  
小企業従業員...抜本的見直し」「使用料...の見直し」の順に並べるべきかもしれま  
せんね。

倉本委員：8ページの8行目、補助金の終期についてですが、補助金の終期はとても大事な  
ことだと思います。補助金に期限を定め、期限がきたときにあらためて見直しを  
図るという確固たる意思、姿勢を示すべきだと思います。

事務局：補助金の適正化の項目では、補助制度の見直しが、具体的な項目として示されて  
います。前回の会議で14年度の取り組みをご説明しましたが、補助金の審査の  
基準や交付の基準などを定める中で、スクラップ・アンド・ビルドやサンセット  
方式の導入につきましても、補助制度の報告としてお示しをしたいと考えており  
ます。つまり、ここで示されている「補助金の終期を設定する」という委員会の  
意見を尊重して、大綱の中に反映をさせていきたいと考えているところです。

倉本委員：わかりました。

9ページの(9)「庁舎の問題の検討」ですが、最初の2つの段落「西東京市は、  
合併市の宿命として、.....第一、職場、庁舎は異動によって変わっていくも  
のですから。」という表現は、誰からのスタンスで示しているのでしょうか。答申  
は、委員8人からのメッセージだと思いますが、とても気持ちはわかりますが、  
主観的にみると、もう少し縮める、或いは変更した方が良いと思います。これは、  
私たちの気持ちなのでしょう。正直申しまして、少し混乱しました。

それから、13ページの7行目の「住民にどうすれば満足していただけるか」と  
いう表現にも、違和感を感じました。これが職員の方々の気持ちであれば、本当  
にうれしいのですが、私たちの答申がこのような表現で良いのか気になりました。  
また、19ページのカフェテリアについてですが、いつでしたか、副委員長から  
会議の中で、外国ではカフェテリアが、住民の方々のボランティアによって運営  
されているというご説明があり、非常に良いことだと思います。そこで、ここ  
にもう少し加えて、カフェテリアで働く人たちのボランティアによる参加、地域  
で子どもを育てることによるコミュニティーの形成等を盛り込むとインパクトが  
強くなると思いました。

委員長：「満足していただけるか」という表現は、そう言われれば、確かにそのきらいはあ  
りますね。

庁舎について指摘がありましたが、簡単に言えば、どのような表現にすれば良い  
のですか。

倉本委員：申し訳ありませんが、修正方法については考えていません。

委員長：のちほど、私と副委員長と事務局で調整したいと思います。  
答申について、他にご意見はございますか。

特に、意見なし

委員長：なければ、私と副委員長に事務局を交えて、最終調整をしたいと思います。  
次回は、いつを予定していますか。

事務局：3月29日、午後1時30分からを予定しています。

委員長：3月29日、午後1時30分に市長に答申文を手渡します。委員の皆様には、できる限り、出席をお願いしたいと思います。  
それでは、その他について、事務局からお願いします。

事務局：その他といたしまして、14年度の日程について、調整をさせていただきたいと思います。今年度は、原則として、火曜日の午前中に会議を行ってまいりました。前回の会議で、副委員長から火曜日の午前中は都合が悪くなるのお話がありましたので、4月以降につきましては、他の曜日の午前中に変更をさせていただきたいと考えています。この機会に皆様のご都合をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

調整の結果、原則として、木曜日の午前中に開催することで決定

事務局：あらためて、確認をさせていただきたいのですが、29日の答申に向け、答申文の最終整理を行うにあたり、委員長、副委員長に一任することよろしいでしょうか。

一同、異議なし

委員長：最後になりますが、柳原委員から事情により、辞任の申し入れがありました。一言、ご挨拶をお願いします。

柳原委員：辞任挨拶

委員長：それでは、これをもちまして本日の会議を終了します。ご苦労様でした。